ごみ搬入申請書

※ 住所等の確認できる免許証等の提示が必要です。

申請日 年月日

搬入日	年	月	日	
-----	---	---	---	--

下記の通りごみの搬入を申請します。

	「記の通りこのの放入を中間しより。					
	住所		口田川市	□香春町	口添田町	□川崎町
申請者	11/1		口糸田町	口大任町	口福智町	口赤村
(事業系は	氏	名	:			
事業者名)	電話番	号	:			
<i>ご</i> みの 出た場所	住所		口田川市	口香春町	口添田町	口川崎町
			口糸田町	口大任町	□福智町	口赤村
	口同上 ※上と同じであれば記入不要					
	氏名又は会社名:					
ごみの区分と 種類	□家庭系		□可燃ごみ	口不燃ごみ	口粗大ごみ	口資源ごみ
	□事業系 □可燃ごみ		口粗大ごみ(木製のみ)			
搬入車両	□普通車		口軽自動車	口軽トラッ	ク ロトラッ	ク (t 車)
	車両登録	番号	·:			

- **※トラックについては、2 t 車までです。**
- ※搬入時は、施設職員の指示に従います。
- ※貴重品の管理は、自己の責任において行います。
- ※プラット内へは、1台ずつ入場してください。
- ※場内での事故は、一切の責任を負いません。



組合記入欄(記入しないでください)

確認欄	受付番号	11	料金

〇搬入先

さくら環境センター 田川郡大任町大字今任原3888-1 🗗 0947-23-1553

〇搬入時間

月曜日~金曜日 午前9:00~12:00 午後1:00~4:00

※土日・年末年始は休み(12月29日から12月31日までの年末特別受入については、別に定めます。)

〇 ごみ処分手数料(消費税込)

家庭系ごみ 10kg未満は110円。10kg以上は、10kg毎に110円。

事業系ごみ 10kg未満は220円。10kg以上は、10kg毎に220円。

搬入についての注意事項

- 1. 搬入時に本搬入申請書を受付(計量棟)に提示してください。
- 2. 下記記載のものや、家を増改築及び解体した時の廃材等は搬入できません。
- 3. 木々類は長さ50 c m以内、太さは直径10 c mに切ってください。

★搬入できないもの★

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、石綿、石膏ボード、瓦、レンガ、コンクリート、土 砂、バイク、タイヤ、農薬ビン、農業用ビニール、建築廃材、公害発生の恐れがあるもの、その他感染性医 療廃棄物や産業廃棄物に属するもの等 ※田川地域家庭ごみ分別ガイドブックP14、15を参考にしてください。